

財務省告示第八十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年二月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年三月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百五 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で九百四十八億円	九百四十九億千三百七十六万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年二月二十日	額面金額百円につき百円十二銭	年〇・一パーセント	平成十五年八月二十日を支払期

十七 十六 十五 十四 十三

払込期日 払場所 元利支 償還金額 償還期限 第二期以後の利子

平成十五年二月二十日
 日本銀行
 額面金額 百円につき百円
 平成十七年二月二十日
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を、支払期とし、各支払期におい
 毎年二月二十日及び八月二十日
 毎支払期とし、各支払期におい

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

とする。次号及び第十四号において規定
 する期日について同じ。
 その翌営業日に支払うときは、
 が銀行休業日に当たるときは、
 金額を支払う。ただし、
 とし、次の算式により算出した